

## ●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成20年8月1日

香川県監査委員 平木 享  
同 水本 勝 規  
同 鍋嶋 明 人  
同 野田 峻 司

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	ア 業務委託契約について  県産木材を利用した商品開発業務委託について、当初契約段階における金額及び期間の検討が不十分であった。 (みどり整備課)	ア 業務委託契約について  今後、県産木材を利用した商品開発業務委託については、生産、製材、流通等の過程を分析し、試作に要する金額及び期間を十分検討した上で、計画的な発注を行うとともに、企画やデザインの検討などを含む業務については、「公募による企画提案方式」等の導入などを検討し、適切な執行に努める。 (みどり整備課)
	イ 契約等の事務処理について  委託契約締結に伴う見積書、委託料支払いに伴う請求書及び前渡金支払を証する領収書において、日付が空欄のものがあった。 (環境保健研究センター)	イ 契約等の事務処理について  直ちに、事実確認し、補正処理を行った。 (環境保健研究センター)